

子ども手当請求書等を発送します

横浜市では、本日以降、子ども手当請求書等を同封したダイレクトメールを、支給対象者あてに発送します。

1 発送数

4月13日発送分：131,785通（新規請求）

4月15日発送分：202,555通（継続支給185,771通、増額請求16,784通）

2 請求について

児童手当の受給状況(3月末時点)		請求の要否	チラシの色
受給している	子どもが全員小学生以下	不要 （子ども手当に切り替わる）	緑色
	中学生のきょうだいがいる	必要 （増額請求）	黄色
受給していない		必要 （新規請求）	ピンク

※公務員については、所属庁から支給されるため、勤務先へ請求します。

3 支給時期

6月、10月、平成23年2月の年3回の支給。

請求が必要な方（新規請求、増額請求）は、5月下旬まで請求すれば6月に支給します。

請求が不要な方（継続支給）は、6月に支給します。

※ 4月1日の状況に基づく請求（今回送付したダイレクトメールでの請求）は、9月末までに請求すれば、4月分に遡って支給されます。

4 問い合わせ先

横浜市子ども手当専用ダイヤル 045-330-7795